

足立区 バリアフリー 地区別計画

総合スポーツセンター周辺地区編

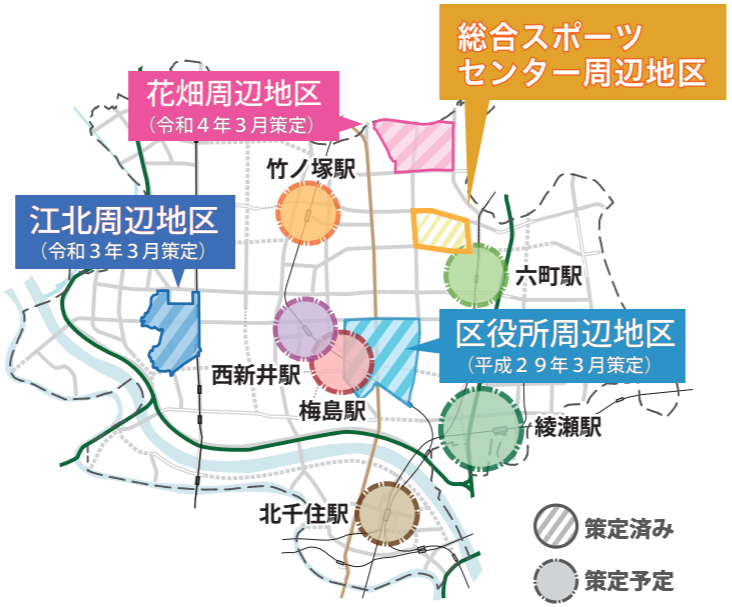
<概要版>

バリアフリー地区別計画とは？

足立区では、区全体のバリアフリーに対する基本的な考え方を「足立区バリアフリー推進計画」としてまとめ、さらに「足立区バリアフリー地区別計画」の中で、地区別の具体的な策定方針や内容を定めています。

この2つの計画をあわせて、バリアフリー法*に基づくバリアフリー基本構想*と呼んでいます。

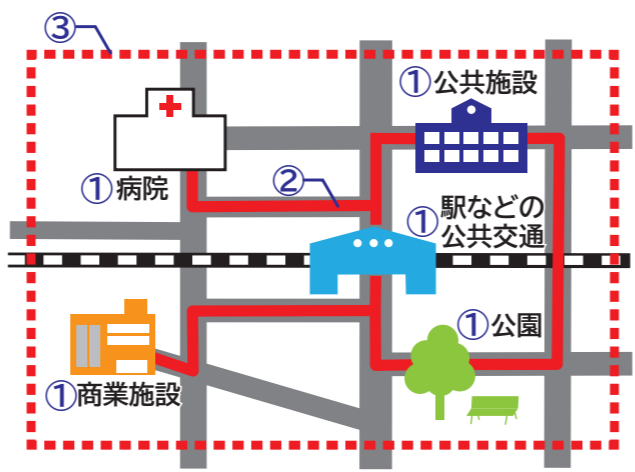
地区別計画は区内10地区で策定予定。
令和4年12月現在は、4地区で策定済みです。



バリアフリー化の進め方

バリアフリー法に基づき、各地区ごとにバリアフリー化すべき施設、経路とその区域を右図のように設定し、バリアフリー化を推進します。

- ① **生活関連施設**
バリアフリー化の対象となる施設
- ② **生活関連経路**
生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の対象となる経路
- ③ **重点整備地区**
生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を重点的に進める地区



* バリアフリー法
* バリアフリー基本構想
平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」をバリアフリー法と呼んでいます。
バリアフリー法では、一定の地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村が「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるものとなっています。

総合スポーツセンター周辺地区のまちづくり

誰もが集い、憩い、楽しめるまち

総合スポーツセンター周辺地区では、令和2年に開設されたアジア圏初の「スペシャルライフコート」の設置に伴い、スポーツやレクリエーションなど誰もが集い、憩い、楽しめるようなまちづくりが求められています。

面的なバリアフリー化の必要性

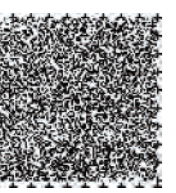
まちづくりが進む中、高齢者、障がい児・者等が利用する施設と、それらの施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施する必要性が高まっているため、本計画を策定します。

詳しい計画内容をお知りになりたい方は、本計画に関する区のホームページをご覧ください。
https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/sougousportcenter_barrierfree_policies.html

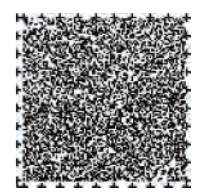


(担当課)
足立区 都市建設部 都市建設課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
電話 03-3880-5768 (担当直通)
発行年月：令和4年12月



右のマークは音声コード (UniVoice) です。専用の読み上げ装置等を使用して、音声で内容を聞き取ることができます。



総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

バリアフリー化の対象区域・施設・経路

方針1 面的なバリアフリー化

総合スポーツセンターを中心とした徒歩圏で、多くの人を利用する施設と、施設間を結ぶ道路を対象に、**面的なバリアフリー化**を推進します。

対応する内容 **バス** **道路** **信号機** **公園** **建築物**

方針2 バリアフリー化された歩行空間のネットワーク

公共交通から総合スポーツセンターおよび周辺施設に誰もが円滑に移動できるように、**バリアフリー化された歩行空間のネットワーク**を形成します。

対応する内容 **道路** **信号機**

方針3 ソフト面の対応策

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、接遇や介助水準の向上を目指す**ソフト面の対応策**も推進します。

対応する内容 **ソフト面**

バリアフリー化の主な内容と整備イメージ

バス



整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 円滑に乗降できるバス停の整備
- ▶ ノンステップバスの導入

具体的な整備例

スムーズにバスを乗降するための段差のないバス停

道路



整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 円滑に移動できる歩行空間の整備
- ▶ 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置

具体的な整備例

歩行に十分な幅があり、平坦で、歩道と車道の境界がわかりやすく、段差が少ない歩道

信号機



整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 信号機の改良（音響機能等の改修・整備）
- ▶ 道路標識・標示の補修・整備
- ▶ 違法駐車行為防止の指導取締り

具体的な整備例

音響機能付きの信号機やエスコートゾーンが設置された横断歩道

公園



整備イメージの写真

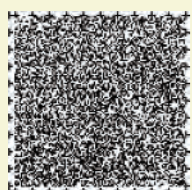
バリアフリー化の主な内容

- ▶ 快適に利用できる公園施設の整備
- ▶ 出入口および園路の平坦性、適切な勾配・段差の確保

具体的な整備例

スムーズに入園するための車止めが設置され、段差のない出入口

ソフト面



- ▶ 職員・従業員等が、高齢者・障がい者等に対する適切な接遇・介助等を行うための知識や技術の向上を図るための教育の充実
- ▶ 区民にマナー向上とバリアフリーの理解と協力を求める働きかけを実施

具体的な例

- ・事業者が実施する接遇や介助等の研修
- ・ユニバーサルデザイン講演会等の実施

建築物



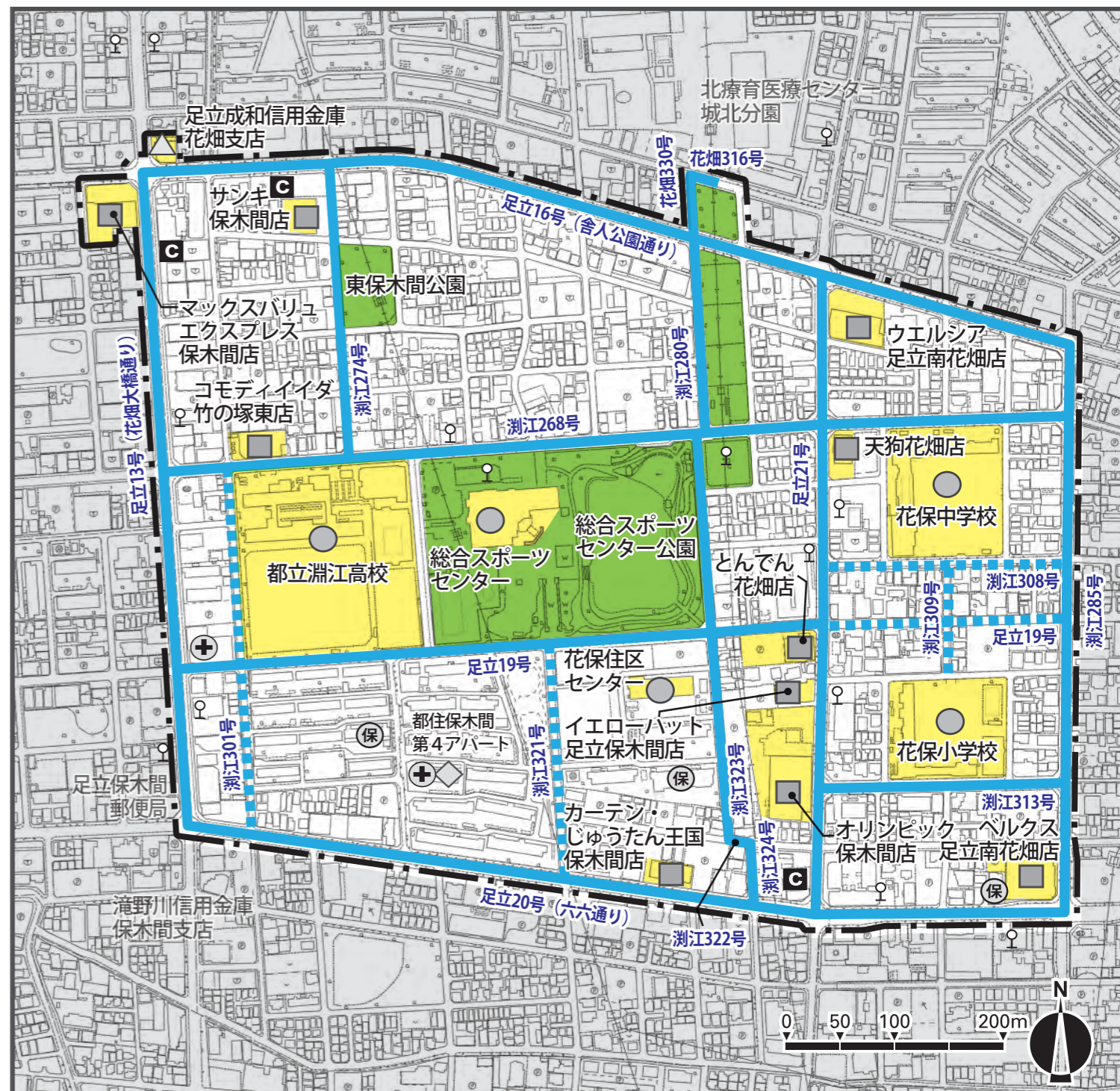
整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 安全かつ円滑に移動や利用ができる施設の整備

具体的な整備例

歩道から建物入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された建築物



(この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形を利用して作成したものである。(承認番号) MMT利許第04-121号)

凡例

- 生活関連施設
- 生活関連施設 (公園)
- 生活関連経路 (主要経路)
- 生活関連経路 (ネットワーク経路)
- 道路路線名
- 重点整備地区 (対象区域)

施設凡例

- 公共施設
- 商業施設
- 診療所
- 薬局・ドラッグストア
- コンビニ
- 金融機関
- 保育園
- バス停

